

収 受 年 月 日	記号番号 第 号	公印 年 月 日	清書	公開・非公開の状況
起 案 12年 3月 24日				公開・一部公開・非公開 () ()
決 裁 12年 3月 31日	施行区分 郵送（普通・書留・速達・配達証明・内容証明） 通送（普通・特別） 直渡し、公報登載 ファクシミリ	事前押印 印影刷り込み 公印省略 発送 年 月 日	校正	個人情報取扱事務の登録状況
処 理 済 年 月 日				有(第 - - 号) 無
処 理 期 限 年 月 日				所 属 情報公開課
保 存 期 間 30 10 5 3 1 ()				起 案 者 氏 名 嘉 重 朋 彦
				電 話 3715 番

件 名 行政文書の写し等の交付に要する費用の額について（伺い）

知 事 三

室谷副知事

県民部長

県民部次長

情報公開課長

課長代理

課員

広報県民課長

課長代理

課員

県民総務室長

室長代理

課員

総務部長

総務部次長

財政課長

課長代理

課員

神奈川県情報公開条例（平成12年神奈川県条例第26号）第15条で規定する行政文書の写し等の交付に要する費用の額について、（案の1）のとおり定めてよいでしょうか。

また、神奈川県個人情報保護条例（平成2年神奈川県条例第6号）第20条で規定する写し等の交付に要する費用の額についても情報公開条例と同様に定めてよいでしょうか。



()

さらに、情報公開条例24条の規定に基づく県政情報センター等における情報提供等にかかる事務処理要領12の(3)で規定する行政資料の交付に要する費用の額についても情報公開条例と同様に定めてよいでしょうか。

なお、決裁の上は、(案の2)により関係部局長に通知してよいでしょうか。

改定の理由

(1) 現行の公文書の写しの交付に要する費用の額は、昭和58年3月10日決裁による知事の伺い定により決定しているが、神奈川県公文書公開運営審議会の答申(平成11年3月)において、「写しの交付に要する費用は、引き続き徴収すべきであるが、その額については、実情を踏まえ、他の地方公共団体の状況をも考慮して、できるだけ低廉な額になるよう努めることを要望する」とされたこと。

(2) 情報公開条例において、新たに電磁的記録を行政文書に含めたことから、これについても交付に要する費用の額を定める必要があること。

(案の1)

1 積算に当たっての考え方

(1) 改正された神奈川県情報公開条例の第1条(目的)で「地方自治の本旨に即した県政を推進する上において、県民の知る権利を尊重し、県政を県民に説明する責務が全うされるようにすることが重要である」とされ、県としては、情報公開をなお一層推進する必要があることから、従来、公文書の写しの交付に要する費用に含めていた人件費相当額を減免する。

(2) 個人情報保護条例における自己情報の開示請求に伴う写し等の交付に要する費用についても、情報公開条例と同様に、これに含まれる人件費相当額を減免する。

(3) 情報公開条例第24条(情報の提供)は、「県政に関する正確で分かりやすい情報提供を県民が容易に得られるようにするため、その保有する情報を積極的に提供するよう努めなければならない」とされ、県としては、情報提供をなお一層推進する必要があることから、情報提供の窓口である県政情報センター等で取り扱っている行政資料の写しの交付に要する費用についても、これに含まれる人件費相当額を減免する。

(4) 写し等の交付のために要する機器使用料及び媒体等の消耗品費等については、県における落札価格や購入価格(経常物品単価)を参考に積算する。ただし、パソコン等の定額リース方式の機器にあってはその使用量は積算しない。

なお、電気量については、微小であることから、端数処理の範囲内で対応することとする。

(5) 写し等の交付に要する費用の額については、10円未満の端数を切り上げることとし、その他市場価格や他の自治体の額を参考に物件費相当額となるよう決定する。

(6) ここで定めた写し等の交付に要する費用は、大幅な市場価格の変動があった場合には、その都度、これを見直すものとする。

2 改定費用の額

[]内は現行単価

種 別	単 価	料金設定単価	積算単価	積 算 内 訳 (消費税込み)
	円	円	円	
紙 に よ る も の	普通紙 複写機 A3まで [30]	10 [30]	24.0581	1 普通紙複写機契約単価 (出納落札価格、リース期間同額) 平成10年度 1.659 ~2.5935円/枚 平成11年度 1.2075~2.079円/枚 2 再生紙単価(経常物品単価) 平成10年度は個別入札のため参考としない 平成11年度 A4 0.399~A3 0.798円/枚 3 人件費(1枚あたりの複写に要する人件費) 2480円×30/3600秒=20.6666円 4 積算額の算出(最高単価で算出) 2.5935+0.798+20.6666=24.0581円/枚 10円未満切り上げ ⇒ 30円/枚 (参考:市場価格(コンビニ)10円) (電気料0.0133円、2秒1.5KWで積算)
	多色刷 複写機 A3まで [80]	40 [80]	72.6233	1 普通紙複写機契約単価 (出納落札価格) 平成10年度 29.778円/枚 (多色刷複写機は、法務文書課及び 県政情報センターのみに設置。出先機関なし) 平成11年度 入札なし 2 平成11年度上質紙単価 (随意契約) A4 0.756~A3 1.512円/枚 3 人件費(1枚あたりの複写に要する人件費) 2480円×60/3600秒=41.3333円 4 積算額の算出(最高単価で算出) 29.778+1.512+41.3333=72.6233円/枚 10円未満切り上げ ⇒ 80円/枚 (参考:市場価格(コンビニ)50円~80円) (電気料0.1552円、25秒1.5KWで積算)
電 磁 的 記 録	カセット テープ 120分 160	160	197.7833	1 カセットテープ単価(経常物品単価) 平成10年度 120分 148.05円 平成11年度 120分 156.45円 2 人件費(テープのセット、スイッチのON、OFF、作動確認等) 2480円×60/3600秒=41.3333 3 積算額の算出(最高単価で算出) 156.45+41.3333=197.7833円/本 10円未満切り上げ ⇒ 200円/本 (電気料1.009円、120分30Wで積算)
	ビデオ テープ VHS(HG) 120分 240	240	274.4333	1 ビデオテープ単価(経常物品単価) 平成10年度 120分 203.7円 平成11年度 120分 233.1円 2 人件費(テープのセット、スイッチのON、OFF、作動確認等) 2480円×60/3600秒=41.3333 3 積算額の算出(最高単価で算出) 233.1+41.3333=274.4333円/本 10円未満切り上げ ⇒ 280円/本 (電気料1.009円、120分30Wで積算)
	フロッピー ディスク 3.5インチ 2DD・2HD 20	20	142.2699	1 フロッピーディスク単価(経常物品単価) 平成10年度、平成11年度 18.27円 2 人件費(初期化、複写に要するもの) 2480円×180/3600秒=123.9999 3 積算額の算出 18.27+123.9999=142.2699円/枚 10円未満切り上げ ⇒ 150円/枚

* カセットテープ及びビデオテープについては、経常物品納入実績を勘案し、購入数の少ない60分テープについては規定せず、すべて120分テープによる対応とする。
 * CDR及びMO等の磁気媒体については、対応する機器を有している所属が極めて少ないことから対応しない。
 * 請求者の持ち込みについては、原則として認めない。

【参 考 1】 写しの交付に要する費用の額に係る自治体の状況 (H12. 1. 1現在)

1 紙によるもの (単色刷、A 4)

(1) 都道府県

額	団体数	都 道 府 県 名
10円	8団体	宮城、秋田、千葉、石川、岐阜、愛知、三重、愛媛
15	1	北海道
20	14	青森、岩手、福島、東京、京都、大阪、奈良、鳥取、岡山、山口、徳島、高知、鹿児島、沖縄
30	22	山形、茨城、栃木、群馬、埼玉、新潟、富山、福井、山梨、長野、静岡、滋賀、兵庫、和歌山、島根、香川、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎
35	1	福岡
40	1	広島

福島、福井は10円、青森、群馬、埼玉、長野、大阪、兵庫、広島、山口、香川は額未定で改定検討中

(2) 県内市町

額	団体数	市 町 村 名
10円	17団体	川崎市、平塚市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市、相模原市、厚木市、大和市、海老名市、座間市、南足柄市、葉山町、寒川町、大磯町、愛川町、津久井町
20	8	横須賀市、鎌倉市、三浦市、秦野市、綾瀬市、二宮町、城山町、箱根町
30	3	横浜市、伊勢原市、湯河原町

横浜市は、7月から10円にする予定

2 紙によるもの (多色刷、A 4)

額	団体数	都 道 府 県 名
30円	1団体	静岡県
50	1	宮城県
70	1	奈良県
80	1	青森県
90	2	長野県、福岡県
100	6	秋田県、福島県、東京都、三重県、香川県、宮崎県
180	1	島根県
220	1	熊本県

3 電磁的記録

(1) カセットテープ

都道府県等	60分	90分	120分	備	考
宮城県	60円	60円	70円		
国			600		

(2) ビデオテープ (VHS)

都道府県等	30分	60分	120分	備	考
宮城県	130円	140円	160円		
国			700		

(3) フロッピーディスク

都道府県等	3.5インチ (2DD, 2HD)	MO (230MG、3.5インチ)
宮城県	30円	310円
東京都	100	
国	80 (0.5メガバイトまでごとに220円を加えた額)	200 (0.5メガバイトまでごとに220円を加えた額)

岩手県は、請求者が持参したものに複写するので、単価を設定していない。

(案の2)

平成12年3月 日

各部(局)長
教 育 長
警 察 本 部 長
各局委員会事務局長
企 業 庁 長

殿

県 民 部 長

写し等の交付に要する費用の額について(通知)

神奈川県情報公開条例第15条及び神奈川県個人情報保護条例第20条並びに県政情報センター等における情報提供等にかかる事務処理要領12の(3)に規定する写し等の交付に要する費用については、次のとおり定め、平成12年4月1日から適用することとしたので、部局内等への周知についてよろしくお願いいたします。

写し等の交付に要する費用の額

- 1 普通紙複写機による単色刷り(A3まで)
1枚(面)につき10円。(現行30円)
- 2 カラー複写機による多色刷り(A3まで)
1枚(面)につき40円。(現行80円)
- 3 電磁的記録
 - ア フロッピーディスク3.5インチ(2DD, 2HD)
1枚につき20円。
 - イ カセットテープ(120分)
1本につき160円
 - ウ ビデオテープ(VHS120分)
1本につき240円

事務担当は、情報公開課情報公開班 内線3714
広報県民課企画調査班 内線3655

公文書館における資料の写しの交付に要する費用の考え方

- 公文書館で所蔵する歴史的資料のうち非現用公文書については、情報公開条例15条の現用行政文書の複写と同様の扱いとすることが適当であり、「行政文書の写しの交付に要する費用の額」を準用する。

- 公文書館で所蔵する歴史資料のうちのその他の記録（公文書以外）については、神奈川県歴史形成に寄与するとの観点から県行政の推移や県民生活の推移が歴史的に跡づけられる記録を収集したものであることに鑑み、情報公開条例第24条の情報の提供の一環としての整理が適当であり、「行政文書の写し等の交付に要する費用の額」を準用する。

（公文書館の歴史資料のうちのその他の記録（公文書以外）の複写に供しているものは、複製ものである。）

- なお、今後、図書館の複写の見直しが検討されていることから、その検討に合わせて、公文書館の複写についても必要に応じて見直しを改めてすることとする。

複写代の見直しについて

1 複写代見直しの経緯

- 「神奈川県の機関の公文書の公開に関する条例」を廃止し、平成12年4月1日より「神奈川県情報公開条例」を施行する。
- この情報公開条例の第1条（目的）において、「県民の知る権利」と「県政を県民に説明する責務」が明記された。
- また、同条例の第15条の「行政文書」の写し等の交付に要する費用については、11年3月の公文書公開運営審議会の答申で「できるだけ低廉な額になるよう努めることを要望する」とされた。
- 公文書公開条例の複写代については、昭和58年に知事までの伺い定めで30円としたが、情報公開条例の施行に伴い改めて複写代についての伺い定めを行う。

2 行政文書に係る複写代見直しの必要性

- 公文書公開条例では、公文書の閲覧等を求める権利を規定しただけであったのに対し、情報公開条例では、「知る権利」と「県政を県民に説明する責務」が規定されたことから、県は、情報公開を本来の責務と位置づけた積極的な対応が必要になる。
この情報公開の目的とその前提となった答申の意見を踏まえ、複写代のあり方を整理する必要がある。

3 見直し検討の範囲

① 情報公開条例第3条に規定する「行政文書」

行政文書とは、実施機関の職員がその分掌する事務に関して職務上作成し、又は取得した文書、図画、電磁的記録であって、当該実施機関において管理しているもの。但し、次に掲げるものを除く。

- ・新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの
- ・公文書館、図書館、博物館、美術館その他これらに類する施設において、当該施設の設置目的に応じて収集し、整理し、及び保存している図書、記録、図画その他の資料等

② 個人情報保護条例第2条4項に規定する「行政文書」

情報公開条例との整合を保つため、4月1日付けで個人情報保護条例を改正する。個人情報保護条例による自己情報開示は、情報公開条例と裏腹の関係にある自己情報のコントロール権であり、情報公開と平行した対応が必要。

③ 公文書館の歴史資料のうちの非現用公文書

現用公文書が個別請求に基づく情報公開条例の対象であるのに対し、公文書館の歴史資料のうちの非現用公文書は、包括的に公開を認めた行政文書ととらえることが可能。

④ 県政情報センター等の行政資料及び公文書館のその他記録の歴史資料

情報公開条例第24条（情報の提供）は「県政に関する正確で分かりやすい情報を県民が容易に得られるようにするため、その保有する情報を積極的に提供するよう努めなければならない」としており、その一環として県政情報センター等において行政資料を県民の利用に供しており、請求に基づく情報公開と一律の整理が必要。

また、公文書館のその他記録の歴史資料も神奈川の歴史形成に寄与するとの観点から、県行政の推移や県民生活の推移が歴史的に跡づけられる記録を収集したものであることから、県の情報提供として併せての整理が必要。

4 今後の課題

- 図書館等の図書の複写代の金額の妥当性

行政文書等に係る複写代の考え方について

1. 基本的考え方

県機関における文書の複写代について、職員が複写を行う場合にあっては、特定の者の受益のために職員の役務を提供するという点で、手数料と何ら異なるものではない。

したがって、当該役務に要した経費は、税金で広く一般県民の負担とすることは適当ではなく、手数料と同様、人件費を含めた必要経費を受益者の負担とすべきである。

なお、職員が複写を行わない場合にあっては、単なる実費弁償として、コピー機の使用料等の必要経費に相当する額を徴収すれば足るものである。

2. 行政文書の複写代について

上記原則に照らせば、情報公開条例の制定に伴う行政文書の複写代の引き下げについては、政策的配慮による減免という形によることが適当である。

(減免理由)

- (1) 情報公開条例の制定を契機に、より積極的に県民に情報公開を行うという県の姿勢を示すこと
- (2) 他県で10円としているところもあることから、横並びの判断
- (3) 審議会から引き下げを要望されていることに対する対応

(積算方法)

人件費を含めた所要経費を算定した上で、10円を上回る部分を減額する。

[人件費を除いた経費が10円に相当する額となることから、他の申請者対応をしている複写代とのバランスからは望ましい]

3. 行政文書以外の複写代の取扱いについて

- (1) 行政資料（行政が作成した報告書等で県民に公表しているもの）

行政が作成した報告書等については、行政が有する情報をより積極的に公開するという観点から、上記行政文書と同様の取扱いとする。

⇒職員が複写する場合でも10円とする。

- (2) その他の文書（一般図書等）

特段の政策的配慮をする理由が認められないことから、従来どおりとする。

- ① 職員が複写する場合 ⇒30円

- ② 利用者自らが複写する場合 ⇒10円

※ ただし、市町村の図書館においては、コイン式コピー機の設置により10円としているところもあることから、職員の複写のあり方については検討の余地あり。

4. 県立図書館の複写代について

県立図書館における図書の複写は、現在全て職員対応で行い複写代30円を徴収しているが、これに対し、市町村の図書館より高いという県民からの投書がきている。

この問題は、行政文書等の政策的判断による引き下げとは性格を異とするが、別途、行政システム改革の課題として検討する必要がある。

すなわち、保存等に特別な配慮が必要な希少本等を除き、利用者のオープン複写として複写代を引き下げることが可能であると考えられる。

ただし、複写代は県立図書館の維持運営費の特定財源となっていることから、引き下げを行う場合は、同時に、人件費を含む維持運営費の削減を行う必要がある。

したがって、県立図書館の複写代については、原則として利用者のオープン複写とし、同時に、維持運営費を削減する方向で平成13年度を目途に見直しを行うこととする。

なお、公文書館における一般図書の複写代については、県立図書館とのバランスに配慮する必要があることから、県立図書館の見直しと歩調を合わせることとする。